

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

宝達志水町

# 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

## 目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第3	担い手へ農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	10
第4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	11
1	利用権設定等促進事業に関する事項	11
2	農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	17
3	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	17
4	農地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	17
5	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	20
6	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保の促進に関する事項	21
7	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	21
8	その地農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	22
第5	農地利用集積円滑化事業に関する事項	23
第6	その他	27
附則		
別紙1	(第5の1(1)カ関係)	28
別紙2	(第5の1(2)カ関係)	29

# 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

## 1 宝達志水町の農業をめぐる状況

宝達志水町（以下「町」という。）は、石川県の中央部能登半島基部に位置し、東部は宝達山丘陵地、中央部は子浦川、長者川、相見川、宝達川、前田川流域に広がる扇状地、西部は日本海沿いの砂丘地の地形を有しており、山と川と海に囲まれた自然豊かな地域である。町の農業は、水稻作を主とする大型機械営農に対応するため、ほ場整備事業を進め、機械化営農集団育成などの施策を推進している。一方、砂丘地では、ぶどう、葉タバコの栽培や、施設園芸作物の振興にも取り組んできたところである。

しかし、昭和30年以後の経済の高度成長に伴い、農業経営は、農業機械および化学肥料の普及等による土地利用型作物の労働時間の軽減、非農家の就農機会の増加、土地需要の増加による農地の資産保有的な意識の変化、他産業との所得格差の拡大等により兼業化が進んできた。さらに、農家における、青壮年者の農外就業の増加のため、担い手の高齢化や後継者の減少が進んでいる。

特に、中山間地域等においては、過疎化、高齢化が著しく、担い手不足による農地の遊休化が進み、地域の農業振興を図るうえで障害となり、また多面的機能の維持が困難になるおそれがある。

## 2 農業構造の改善方向

このような状況に対処するためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和15年を目途とした将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体及びそれを目指している経営体の両者を併せて担い手と定義し育成するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要である。

このため町は、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者または組織経営体（以下「認定農業者」という。）、農業生産法人等）に対する農用地の利用集積や、これら農業者の経営管理の合理化を支援するとともに、増加傾向にある遊休農地については、今後、遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用の増進を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者等への利用集積を図り遊休農地の発生防止および解消に努めるなど、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、町農業の健全な発展を図るものとする。

## 3 担い手の育成

### (1) 育成の目標

#### ア 担い手の労働時間・農業所得に関する数値目標

町およびその周辺町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者の所得および労働時間に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね300万円、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね2,000時間）の水準を

実現できる担い手を育成し、また、これらの経営が町農業生産の相当分を担う農業構造の確立を目標とする。

- イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標  
町およびその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,200時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率のかつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

## （2）認定農業者制度の推進

- ア 本町においては、このような担い手を目指す農業者を、認定農業者、認定新規就農者として積極的に認定し、当該農業者の経営改善の取り組みを、関係機関・団体と連携して支援する。

ただし、具体的な認定にあたっては、近年の農産物価格が著しく低下していることなどを踏まえ、農業者が作成する経営改善計画が目標農業所得を確保できる内容になっていなくても、一定の農業所得を確保する内容となっており、かつ計画期間の終了後も目標農業所得の確保に向けて引き続き経営改善に取り組むと見込まれるときは、総合的な判断により、担い手を目指すものとして認定できるものとする。

この場合における一定の農業所得とは、当分の間、目標農業所得の7.5割（主たる従事者1人当たり）を目安とし、経営規模等の指標を示すものとする。

- イ 認定農業者制度の適切な運用を図るために、関係機関・団体との連携を強化し、次の事項の取り組みを行う。
  - (7) 地域農業を中心的に担うことが期待される中核的農家等の農業者に対して、認定農業者制度の内容や支援措置等を周知するとともに、認定農業者となるよう働きかけ、経営改善計画の作成を指導する。
  - (イ) 経営体としての体制が整った認定農業者については、農業法人への誘導を図る。また、経営改善計画の期間が終了する認定農業者については、計画の実践結果を点検し、一層の経営改善や農業所得の確保を目指した新たな経営改善計画の作成を指導する。
  - (ロ) 家族経営協定が締結されている経営体については、経営の発展方向等において必要な場合は、女性農業者や農業後継者等との経営改善計画の共同申請を指導する。
  - (エ) 経営改善計画を作成する農業者が高齢である場合は、後継者の確保や効率的な集落営農への移行等、経営の継承・発展の方向をできるだけ明らかにするよう指導する。
  - (オ) 経営改善への取り組みがみられない認定農業者については、経営改善に取り組むよう適切な指導・助言を行う。また、認定にあたっては、指導・助言にもかかわらず長期にわたって経営改善に取り組まないときは、やむを得ない事情がある場合を除き認定を取り消すことについて、あらかじめ当該農業者に知らせておくものとする。
  - (カ) 認定農業者の認定および認定の取り消しに当たっては、認定審査会において、客観的な意見の聴取に努める。
  - (キ) 認定農業者の経営状況を定期的に把握する。

#### 4 効率的な集落営農の推進

担い手の育成が当面困難な地域にあっては、地域農業集団を育成するとともに経営の協業化や水田経営規模の拡大等を進め、特定農業団体や集落型経営体への移行を促進する。また、経営体として体制の整った組織については、農業法人への誘導を図り、認定農業者として育成する。

#### 5 新規就農・企業参入の促進

##### (1) 新規就農の現状と確保の目標

###### ア 新規就農の現状

宝達志水町の新規就農者は年間1人程度であり、ほぼ横ばいの状況となっている。青年層の新規就農のほか、農家の後継者が早期退職や定年を機に就農する例がみられる。

###### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

宝達志水町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増し、令和5年に40歳代以下の農業従事者を40万人に拡大するという新規就農者の確保・定着目標や石川県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標120人を踏まえ、本町においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。

なお、中高年齢者についても、他産業従事経験等を活かし、新規就農に対して意欲的な者については、人・農地プランの中心経営体として位置付けるなど、積極的に支援の対象とする。

##### (2) 新規就農と企業参入の促進に向けた取り組み

新規就農者の育成・確保と円滑な経営の継承を推進するため、既存農業者の後継者や、新規学卒者をはじめ、他産業の中途退職者、移住者などで新規就農を希望する者や、他産業からの農業参入を視野に入れ、意欲と能力の高い人材や企業を幅広い分野から求める。

このため、就農の啓発・PRの実施、相談窓口の設置など新規就農者の定着を支援する。

また、企業の農業参入を促進するため、総合支援窓口を設置し、農業への参入を希望する企業と地域のマッチングを行うなどの支援を行う。

#### 6 女性の経営参画の促進

農業就業人口の半数以上を占める女性農業者は、農業・農村にとって重要な担い手である。

このため、女性を中心とした起業活動を促進するとともに、家族経営農家においては、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件等を明確化する家族経営協定の締結を推進し、女性農業者の意欲と能力を発揮できる環境の整備を図る。

また、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者による集落営農組織への参加など女性の農業経営への参画を促進する。

## 7 中山間地域等条件不利地域における多様な担い手の育成

中山間地域等条件不利地域などで、当面担い手の育成・確保が見込めない地域については、中山間地域の農地の保全や水源かん養といった多面的機能の保全を図るため、企業や他の集落からの担い手の参入を促進するなどして、多様な担い手を確保し育成・支援を図る。

## 8 担い手の経営発展を促進する人材の育成

担い手の経営発展を促進するため、側面から農業に関わり農業を支える流通・販路業者等関連産業や経営アドバイザー、農作業等の労力を補完する団体、さらには農業を理解し、食などに関心を持つ社会貢献活動を行う企業や住民ボランティア、地産地消で地元農産物を利用する消費者などの裾野を拡大するとともに協働関係の構築に努める。

## 9 支援対策の方向

- (1) 土地利用型農業については、地域における話し合いを基本に、地域の実情に応じた農業経営基盤強化促進事業の積極的な活用による利用権の設定等の促進および農作業受託の促進を図り、認定農業者および中核農家の規模拡大を促進する。  
さらに、農地中間管理事業法（平成25年法律第101号）により、農地中間管理機構が分散・錯綜した農地利用を整理し、農地集積を促進する制度を活用して、担い手への農地集積を図る。
- (2) 園芸等の集約的な農業経営の展開を図るため、高収益作物の導入およびその産地形成を促進する。あわせて、土地利用型農業の生産性向上を図るため、圃場の集団化および大区画化、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連胆化、地域および営農の実体等に応じた生産組織の育成等により、その経営の効率化を推進し、経営体としての体制が整ったものについては、法人化へ誘導する。
- (3) これらの経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢者農家、土地持ち非農家との間で地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう、連携協力していく体制を確立し、農村の健全なコミュニティの発展を図る。
- (4) 遊休農地の発生防止と解消を図るため、農業委員会による農地利用の指導・あっせんや所有農家への勧告等を通じて、認定農業者等による活用を促進する。
- (5) これらの対策を農業者・地域の自発的な取り組みに基づいて推進するため、関係機関・団体と連携した支援チームを編成し、適切な助言や指導を行う。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態 様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の 指標

第1の3の(1)に示したような目標農業所得および第1の3の(2)のイで示した一定の農業所得を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営の指標を、本町の主な営農類型ごとについて示すと次のとおりである。

(1) 主たる従事者1人当たり300万円程度を確保することができるような農業経営における経営規模等の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法や農業従事者の態様等
水稲単一型	水稲 8.0ha 大豆 3.0ha 計 11.0ha	[資本装備] ・トラクター(32PS)1台 ・田植機(乗用6条) ・コンバイン(4条)1台  [主要技術等] (水稲)品質向上技術の徹底(播種量、移植時期、水管理、基幹防除等)、基肥一発施肥体系 (大豆)集団的土地利用、適期播種・追肥、排水対策の徹底、機械の共同利用	パソコン活用による経営管理  複式簿記記帳  高性能機械装備による労働力の低減  家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制  春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
水稲複合型	水稲 6.0ha 水稲 + イチジク (うち施設 0.1ha) 計 6.3ha	[資本装備] ・トラクター(26PS)1台 ・田植機(乗用5条) ・コンバイン(3条)1台  ・イチジク:パイプハウス	パソコン活用による経営管理  複式簿記記帳  高性能機械装備による労働力の低減  家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制  春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法や農業従事の態様等
水稲複合型  水稲 2.0 ha  水稲 + 花卉・花木 1.0 ha  計 3.0 ha	水稲 2.0 ha  花卉・花木 1.0 ha  計 3.0 ha	[資本装備] ・トラクター（17PS）1台 ・田植機（歩行4条） ・コンバイン（2条）1台  ・花卉・花木：管理機、動力噴霧器、パイプハウス	パソコン活用による経営管理  複式簿記記帳  高性能機械装備による労働力の低減  家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制  春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
水稲複合型  水稲 7.0 ha  水稲 + 施設園芸 0.2 ha （ミニトマト およびチンゲンサイ）  計 7.2 ha	水稲 7.0 ha  パイプハウス 0.2 ha （ミニトマト およびチンゲンサイ）  計 7.2 ha	[資本装備] ・トラクター（26PS）1台 ・田植機（乗用5条） ・コンバイン（3条）1台 ・乾燥機（30石）2台 ・フォークリフト（1.5t） ・トラック（1t） ・パイプハウス10棟	パソコン活用による経営管理  複式簿記記帳  高性能機械装備による労働力の低減  家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制  春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
ぶどう専作  デラウェア 1.6 ha 大粒ぶどう 0.5 ha  経営面積 2.1 ha	デラウェア 1.6 ha 大粒ぶどう 0.5 ha  経営面積 2.1 ha	[資本装備] ・ぶどうハウス（2.1ha）1式 ・スピードスプレイヤー（500ℓ） ・溝堀機1台 ・トラック（1.5t）1台	パソコン活用による経営管理  複式簿記記帳  高性能機械装備による労働力の低減  家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制  春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
葉たばこ + ぶどう	葉たばこ 4.0 ha  ぶどう 1.0 ha  経営面積 5.0 ha	[資本装備] ・トラクター（23PS）1台 ・移植機（自走式）1台 ・動力噴霧機（ホース150m付）1台 ・電動圧搾機（2槽式）1台 ・ぶどうハウス（1.0ha）1式 ・スピードスプレイヤー（500ℓ） ・トラック（660cc）1台 ・乾燥機	パソコン活用による経営管理  複式簿記記帳  高性能機械装備による労働力の低減  家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制  春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保



営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法や農業従事の態様等
畜産単一型 養豚	常時飼養頭数 種雌豚 100頭 肥育豚 200頭	[資本装備] ・畜舎施設 ・飼養管理機械一式 ・糞尿処理機械一式 その他 ・系統豚利用による銘柄化 ・多頭省力飼育管理技術 ・人工妊娠技術 (凍結精液、多精卵移植)	複式簿記記帳 パート雇用の確保 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制
畜産単一型 養鶏	常時飼養羽数 採卵成鶏 50,000羽	[資本装備] ・畜舎施設 ・成鶏舎管理機械一式 ・育雛舎管理機械一式 その他 ・環境制御鶏舎による生産性向上	複式簿記記帳 パート雇用の確保 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制

(2) 主たる従事者1人当たり目標所得の7.5割を確保することができるような農業経営における経営規模等の指標(新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法や農業従事の態様等
水稻単一型	水稻 5.0ha 大豆 2.0ha 計 7.0ha	[資本装備] ・トラクター(25PS)1台 ・田植機(乗用4条) ・コンバイン(3条)1台 ・大豆コンバイン(2条)1台 [主要技術等] (水稻)品質向上技術の徹底(播種量、移植時期、水管理、基幹防除等)、基肥一発施肥体系 (大豆)集団的土地利用、適期播種・追肥、排水対策の徹底、機械の共同利用	パソコン活用による経営管理 複式簿記記帳 高性能機械装備による労働力の低減 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
水稻複合型 水稻 + イチジク	水稻 3.8ha イチジク 0.3ha (うち施設 0.1ha) 計 4.1ha	[資本装備] ・トラクター(25PS)1台 ・田植機(乗用4条) ・コンバイン(3条)1台 ・イチジク:パイプハウス	パソコン活用による経営管理 複式簿記記帳 高性能機械装備による労働力の低減 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法や農業従事の態様等
水稲複合型  水稲 + 花卉・花木	水稲 1.5 ha  花卉・花木 0.8 ha  計 2.3 ha	[資本装備] ・トラクター（17PS）1台 ・田植機（歩行4条） ・コンバイン（3条）1台  ・花卉・花木：管理機、動力噴霧器、パイプハウス	パソコン活用による経営管理  複式簿記記帳  高性能機械装備による労働力の低減  家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制  春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
水稲複合型  水稲 + 施設園芸	水稲 5.3 ha  パイプハウス 0.1 ha （ミニトマト およびチンゲンサイ）  計 5.4 ha	[資本装備] ・トラクター（26PS）1台 ・田植機（乗用5条） ・コンバイン（3条）1台 ・乾燥機（30石）2台 ・フォークリフト（1.5t） ・トラック（1t） ・パイプハウス10棟	パソコン活用による経営管理  複式簿記記帳  高性能機械装備による労働力の低減  家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制  春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保

### 第3 担い手への農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

第2に掲げるこれらの担い手への農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める割合の目標として示すと、おおむね次に掲げる程度とする。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積割合の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

#### 1 担い手に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める割合の目標	備考
70%	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める割合の目標」は、認定(中核)農家(個別および組織経営体)の農用地利用面積の割合の目標である。

2 目標年次は平成38年とする。

担い手への農用地の利用集積を推進するために、町は、農業委員会、農業協同組合等、関係機関および関係団体と連携する。また、町段階で行う農地利用集積円滑化事業を促進するため、農用地等の面的集積に関する予算措置の活用等により、農用地の面的集積については、担い手への農用地の利用集積における面的集積の割合を高めることを目標とし、農業経営の一層の効率化を図る。

#### 2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

##### (1) 農用地の利用状況および営農活動の実態等の現状

町の農用地の利用については、認定農業者や中核農家への利用権設定を進め、水田を中心とした土地利用型農業への取り組みが図られている。また、集落単位で営農活動が行われ、兼業農家が定年後に専業農家として意欲的に営農に取り組むことにより、農用地の維持が図られている。

##### (2) 今後の農用地利用等の見通しおよび認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン

今後、認定農業者にも高齢農家が増え、現在の経営規模の維持は非常に厳しくなると見込まれるため、新たな認定農業者や認定新規就農者の育成・確保および集落営農組織の法人化を進めていく。

##### (3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた具体的な取り組み内容および関係機関等との連携

認定農業者制度の普及活動の実施や地域の土地利用に関する話し合いを促進し、さら

なる集積を目指すとともに農業委員会、農業協同組合等、関係機関および関係団体との連携を強化する。

## 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

町は、石川県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分にふまえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

町は農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- (1) 利用権設定等促進事業
  - (2) 農地中間管理事業の実施を促進する事業
  - (3) 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
  - (4) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
  - (5) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
  - (6) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保を促進する事業
  - (7) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- 以下各個別事業ごとに述べる。

### 1 利用権設定等促進事業に関する事項

- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作または養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に規定する賃借権または使用貸借による権利を受けた後において行う耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）または農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次のaからeまでに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあつては、a、cおよびeに掲げる要件のすべて）を備えること。

- a 耕作または養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること。
- b 耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- d その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。
- e 所有権の移転を受ける場合は、上記aからdまでに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要

な場合、または近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である場合等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

(イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うことができると認められること。

(ウ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用および収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、その者が前項のアの(ア)のaおよびbまでに掲げる要件（農業生産法人にあっては、aに掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合または農業協同組合連合会、同法第11条の31第1項第1号に規定する農業経営を行う農業協同組合または農業協同組合連合会、法第4条第3項第1号口に規定する農地利用集積円滑化事業および農業構造の改善に資するための事業を行う農地利用集積円滑化団体または独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、または農地利用集積円滑化団体または独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業または業務の実施に関し定めるところによる。

エ 賃借権または使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

(ア) 賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた後において、次のすべてを満たすこと。

a 耕作または養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること。

b その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等を行うことについて町長に確約書を提出すること。

c その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事すると認められること。

なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であつて、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。

その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を町へ提出すること。

オ 農業生産法人の組合員、社員または株主（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかかわらず当該組合員または社員は、利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

キ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 7 2 条の 8 第 1 項第 1 号の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められた場合に限り行うものとする。

#### （2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定され、または移転される利用権の存続期間または残存期間の基準、借賃の算定基準および支払い（持ち分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準および決済の方法その他利用権の条件ならびに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持ち分を含む。以下同じ。）の算定基準および支払いの方法ならびに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

#### （3）開発を伴う場合の措置

ア 町は、開発して農用地または農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体および農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 町は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ロ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

#### （4）農用地利用集積計画の策定期限

ア 町は、法第 6 条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第 2 条によりみなされる場合は不要。）

イ 町は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必

要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

ウ 町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定され、または移転された利用権の存続期間または残存期間の満了後も、農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画にかかる利用権の存続期間または残存期間の満了の日の30日前までに、当該利用権の存続期間または残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定または移転を内容として定める。

(5) 要請および申出

ア 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者または利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 町の全部または一部をその地区の全部または一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項または第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体および営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申出ることができる。

エ 町の全部または一部をその事業の実施地域とする農地利用集積円滑化団体がその事業実施地域内の農用地の利用の集積を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申出ることができる。

オ イ、ウおよびエに定める申出を行う場合において、(4)のウの規定により定める農用地利用集積計画に定めるところにより利用権の存続を申出るときは、現に設定され、または移転されている利用権の存続期間または残存期間の満了の日の90日前までに申出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 町は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地の利用集積計画を定める。

イ 町は、(5)のイ、ウおよびエの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、または土地改良区または農地利用集積円滑化団体からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ アおよびイに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者または利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地およびその者の現に耕作または養畜の事業に供し

ている農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積ならびに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善および安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名または名称および住所

なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農業生産法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。)である場合には、賃借権または使用貸借による権利の設定に限る。

イ アに規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目および面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名または名称および住所

エ アに規定する者が設定または移転を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期または移転の時期、存続期間または残存期間、借賃およびその支払い方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用および収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準および決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定または移転に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持ち分を含む。)およびその支払い(持ち分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正利用していないと認められる場合に賃貸借または使用貸借の解除をする旨の条件

キ アに規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料(法人である場合には定款の写しを含む)を町長に報告する旨

(ア) アに規定する氏名および住所(法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名)

(イ) アに規定する者が賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

(ロ) イの農用地における作物の種類別作付面積または栽培面積、生産数量および反収

(エ) アに規定する者が行う耕作または養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響

(オ) 地域の農業における他の農業者との役割分担

(カ) アに規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作または養畜の事業に従事常時する者の役職名および氏名ならびに耕作または養畜の事業への従事状況

(キ) その他参考となるべき事項

ク アに規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者が撤退した場合の混乱を



防止するための次の事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
  - (イ) 原状回復の費用の負担者
  - (ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決めおよび担保措置
  - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
  - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ケ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者ならびに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用および収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得るものとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定または移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたときまたは(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨および農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからカまでに掲げる事項を公告するものとする。

(10) 公告の効果

町が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告にかかる農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、もしくは移転し、または所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等にかかる土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃または対価の支払い等利用権の設定等にかかる土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方または双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 町は、次のいずれかに該当するときは、法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項6号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

- (ア) その者がその農用地において行う耕作または養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- (イ) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安

定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 町は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項にかかる賃借権または使用貸借による権利の設定にかかる部分を取り消す。

(ア) 法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた、法第18条第2項6号に規定する者が、その農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借または使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

ウ 町は、イの取り消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告する。

エ ウの公告があったときは、イの取消しにかかる賃貸借または使用貸借は解除されたものとみなす。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等（法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業の実施等）の働きかけ等を行う。

## 2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 町は、農地中間管理機構である（公財）いしかわ農業総合支援機構との密接な連携の下に、農地中間管理事業を積極的に実施する。

(2) 農業委員会、農協および農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業の実施に関し農地中間管理機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めるものとする。

## 3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

町は、町の全部または一部を事業の実施地区として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体および農業委員会、農業協同組合等、関係機関および関係団体との連携のもとに、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に対して、事業の趣旨が十分理解されるよう普及啓発活動を行う。

また、町、農業委員会、農業協同組合は、農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者から委任を受けて農地の貸し付け等を行う農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

## 4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者が農用地の有効利用および農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有および利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有および利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外できるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置および農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約および構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

イ 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規定の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため適切なものであること。

(ウ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 町は、イの認定をしたときは、その旨および当該認定に係る農用地利用規程を公告するものとする。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人または特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5) のアに規定する団体は、農用地の保有および利用の現況および将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）または当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款または規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人または特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4) のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人または特定農業団体の名称および住所

(イ) 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等および農作業の委託に関する事項

ウ 町は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) のアの認定をする。

(ア) イの(イ) に掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出にかかる農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、または特定農業団体が当該申出にかかる農用地について農作業を受けることが確実であると認められること。

(ウ) イで規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用および収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等または農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5) のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用および収益をす

る者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等または農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人および特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 町は、(5)のアに規定する団体または当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、宝達志水町農業活性化協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

(ア) 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

(イ) 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織または農家群の育成

(ロ) 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

(ハ) 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置と連携の強化

(ニ) 地域および作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

(ホ) 農作業の受委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託または委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託についてあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保の促進に関する事項

町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広く、かつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の様態等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づいて給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

#### ア 受入環境の整備

(公財) いしかわ農業総合支援機構や普及指導センター、JAはくいなどと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

#### イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

#### ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

町が主体となっていしかわ耕稼塾や普及指導センター、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、JAはくい・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

#### イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために町新規就農者交流会への参加を促すとともに、町認定農業者協議会との交流の機会を設ける。

#### ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、きめ細やかな支援を実施する。

#### エ 青年等就農計画作成の促進および指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の新規就農者に対する事業、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者、認定新規就農へと誘導する。

### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供および就農相談については(公財)いしかわ農業総合支援機構、技術や経営ノウハウについての習得についてはいしかわ耕稼塾等、就農後の営農指導等フォローアップについては普及指導センター、JA組織、認定農業者や指導農業士等、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 町は、農業生産基盤の促進を図るため、ライスセンター、育苗センター等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図り、かつ、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ農業の担い手の確保に努め、さらに水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水田作を通ずる望ましい経営の育成を図りながら、地域の農業振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

### (2) 推進指導体制等

#### ア 事業推進体制等

町は、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成およびこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

#### イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区および農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

## 第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

### 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、担い手が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するために、①農用地等の所有者から委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付けまたは農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業（以下「農地所有者代理事業」という。）、②農用地等を買入れ、または借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、または貸し付ける事業（以下「農地売買等事業」という。）、③農地売買等事業により買入れ、または借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術または経営方法を実地に習得するための研修その他の事業（以下「研修等事業」という。）の実施により、農地の効率的な利用に向け、担い手への農地の集積を促進する役割が求められる。

このため、町は、農業委員会、農業協同組合、地域担い手育成総合支援協議会等関係機関および関係団体との間で調整を図り、農地利用集積円滑化事業の円滑な推進に向け、農地事情に精通した要員を有するなどにより、上記の役割を果たすことが出来る者を、農地利用集積円滑化団体として承認する。

なお、町は農地利用集積円滑化事業の実施状況を把握するため、農地利用集積円滑化団体に対し、毎年度、前年度の事業実績および当該年度の事業実施計画について報告を求めるものとする。

### 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

農地利用集積円滑化事業の実施単位は、町全域（または旧町、大字等の単位で区分した区域）を基本とし、町に複数の農地利用集積円滑化団体がある場合には、事業実施区域の重複に配慮する。なお、事業実施区域が重複する場合は、重複する互いの農地利用集積円滑化団体は、市町、農業委員会、農業協同組合、県農業会議、（一社）石川県農業開発公社、（公財）いしかわ農業総合支援機構等と適切に連携を図り、重複する地域における農用地の利用集積を図る上で支障が生じないように努める。

なお、農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

### 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農地利用集積円滑化事業規程の内容

農地利用集積円滑化事業規程には、事業の種類、事業実施地域および事業の実施方法に関して、次の事項のうち事業実施に必要な事項を定めなければならない。

#### ア 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

(ア) 農用地等の所有者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付けまたは農業の経営もしくは農作業の委託に関する事項

(イ) 農用地等の所有者の委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業に関する事項

(ウ) その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

#### イ 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

(ア) 農用地等の買入れおよび借受けに関する事項

(イ) 農用地等の売渡しおよび貸付けに関する事項



- (ウ) 農用地等の管理に関する事項
  - (エ) その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
  - ウ 研修等事業の内容および当該事業の実施に関する事項
  - エ 事業実施地域に関する事項
  - オ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体、(一社)石川県農業開発公社、県農業会議、農業委員会等との連携に関する事項
  - カ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項
- (2) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方  
農地利用集積円滑化団体が農地所有者代理事業を行う場合には、農地中間管理機構への農地の貸付けを最優先に事業を行うことが適切である。
- (3) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方については、集積対象者の営農実施区域や面的集積の状況、対象地域における集積対象者の営農活動状況等を総合的に考慮し、認定農業者、集落営農組織および地域水田農業推進協議会が策定する水田収益力強化ビジョンに位置づけられている担い手を優先して集積を図るものとする。
- (4) 農地利用集積円滑化団体が(1)の①により農用地等の所有者から委任を受け、その者を代理して行うことができる事務については、次に掲げるものとする。
- ア 農用地等の貸付け等の相手方の選定
  - イ 農用地等の貸付け等の相手方との貸付け等に関する条件の協議および調整
  - ウ 農用地等の貸付け等の相手方との貸付け等の契約の締結、変更、更新および解除、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の許可の申請ならびに法第18条第1項に規定する農用地利用集積計画の同意
  - エ その他農地所有者代理事業の円滑な実施のために必要な事項
- なお、農地所有者代理事業を実施するに当たっては、農用地等の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、当該委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこと。
- また、委任事務の範囲は上記事項を基本とするが、詳細については農地所有者と農地利用集積円滑化団体との間で利用権設定等委任契約書を締結すること。
- (5) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡しの価格設定の基準について、買入れ価格は、土地の種類および農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(転用のために農用地を売却した者が、その農用地に代わるべき農用地の所有権を取得するため高額対価により行う取引、その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案した上で定めるものとする。
- 農用地等の買入れ価格が、その農用地等の収益性からみて著しく高額であると認められる場合には、その農用地等の買入れは行わないものとする。
- 農用地等の売渡し価格は、原則としてその取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額(当該農用地等につき土地改良事業が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち本団体が負担した額を加えた額)を基準とし、当該農用地等につき、上記により算定される買入れ価格を勘案して定めるものとする。
- 農地の借り受け、貸し付け価格については、農業委員会が提供する、地域の実勢を踏まえた賃借料情報を基準とする。

(6) 農地利用集積円滑化事業を行う者は、町、農業委員会、農業協同組合等、関係機関および関係団体と連携し、農地利用集積円滑化事業を推進し、担い手への農用地を集積し、農業経営の効率化を図る。

また、農地利用集積円滑化事業の推進にあたっては、県、県農業会議、農協中央会、(一社)石川県農業開発公社および(公財)いしかわ農業総合支援機構との連携の下に実施する。

(7) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

町が農地利用集積円滑化事業規程を承認する際は、農地利用集積円滑化事業を行おうとする者の人的構成、財政基盤等の状況を踏まえ、法令の基準に照らして判断する。

なお、複数の者から承認の申請があった場合には、書面による審査のほかに申請者から農地利用集積円滑化事業の実施方針等を聴き取って判断する。

ア 町に農地利用集積円滑化事業規程の承認を申請する際には、次に掲げる書面を提出しなければならない。

(ア) 農地利用集積円滑化事業規程

(イ) 法第4条第3項第1号に掲げる一般社団法人または一般財団法人にあつては定款

(ロ) 法第4条第3項第2号に掲げる者にあつては、定款または規約

イ 町は、農地利用集積円滑化事業規程については、次に掲げる基準をすべて満たす場合に承認する。

(ア) 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、基本構想に適合するものであること

(イ) 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、事業実施地域の全部または一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

(ロ) 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、法第12条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

(ハ) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。

(ニ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ホ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。

(ヘ) (エ) から (ホ) に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ニ) 農地利用集積円滑化事業を行おうとする者が、農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体ならびに県農業会議、農業委員会等との適切な連携が図られると認められるものであること。

(ホ) 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、農業用施設の用に供される土地または開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業および農地売買等事業を実施する場合における農業用施設が次に掲げるものと定められていること。

- a 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全または利用上必要な施設
  - b 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵または出荷の用に供する施設
  - c たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵または保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵または保管を除く）の用に供する施設
  - d 廃棄された農産物または廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
- (7) 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、ケの a から d に掲げる農業用施設の用に供される土地または開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業および農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものと定められていること。
- ウ 町が農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について承認をしようとする場合には、あらかじめ、農業委員会の決定を経る。
- エ 町は、農地利用集積円滑化事業規程の承認を行った場合は、遅延なく、その旨および当該承認に係る事業の種類を A 町の掲示板への掲示により公告する。

なお、承認の申請を行った農地利用集積円滑化団体に対して次に掲げる事項を記載した承認書を交付する。

- (ア) 農地利用集積円滑化事業を行う者の名称および住所
- (イ) 農地利用集積円滑化事業の実施地域
- (ウ) 農地利用集積円滑化事業の種類
- (エ) その他必要な事項

オ 農地利用集積円滑化事業規程の変更または廃止については、エに準じる。

#### (8) 農地利用集積円滑化団体からの報告徴収等

町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務または資産の状況に関して必要な報告を求める。

なお、報告徴収した内容が次のアからエに該当するなど、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認められる場合は、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命じる。

- ア 農地利用集積円滑化団体としての事業活動が停滞している場合
- イ 事業年度を通じて事業の実績が極めて少ない場合
- ウ 正当な理由なく農用地等の所有者からの委任の申込みに応じない場合、農用地の買入価格または売渡価格が不当に高い場合、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が希望するにもかかわらず貸付け等に応じない場合等、農地利用集積円滑化事業規程に則して事業を実施していないと認められる場合
- エ その他農地利用集積円滑化事業の実施を通じて農業経営基盤の強化を図っていくことができないと認められる場合

#### (9) 農地利用集積円滑化事業規程の承認の取消し

町は、次に掲げる場合には農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消す。

- ア 農地利用集積円滑化団体が法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する農業協同組合、一般社団法人または一般財団法人等でなくなったとき

- イ（７）による報告をせず、または虚偽の報告をしたとき
- ウ（７）による改善に必要な措置を講ずべきことの命令に違反したとき

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

この基本構想は、平成29年9月1日から施行する。

## 別紙1（第5の1の（1）のカ関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用または公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接または間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）または畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……法第18条第3項第2号イに掲げる要件

イ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）または生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

ア 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができることと認められること。

イ 対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人または農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号もしくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができることと認められること。

## 別紙2（第5の1（2）関係）

### 1 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため 利用権（農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。）の設 定または移転を受ける場合

#### （1）存続期間または残存期間

ア 存続期間は、3年または6年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定を行う場合は開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年または6年とすることが相当でないと認められる場合には、これと異なる存続期間とすることができる。

イ 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。

ウ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定され、または移転される利用権の当事者が当該利用権の存続期間または残存期間の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。

#### （2）借賃の算定基準

ア 当該農地の生産条件等を勘案して算定する。

イ 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地も近隣の農地について算定される借賃の額を基準とし、当該採草放牧地生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。

ウ 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。

エ 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記アからウまでの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。

#### （3）借賃の支払方法

ア 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。

イ 借賃の支払は、原則として、貸借人の指定する農業協同組合その他の金融機関の口座へ振り込むことにより行うものとし、やむを得ない場合は、貸借人の住所に持参して支払うものとする。

ウ 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。

#### （4）有益費の償還

ア 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定または移転を受ける者は当該利用権にかかる農用地を返還するに際し民法（明治29年法律第89号）の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対して名目のいかんを問わず、返還の代償を請求しては

ならない旨を定めるものとする。

- イ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定または移転を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額またはその時における当該農用地の改良による増加額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき町および農業委員会が認定した額をその費やした金額または増加額とする旨を定めるものとする。

## 2 混牧林地または農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。）の設定または移転を受ける場合

### （1）存続期間または残存期間

1の（1）の規定を準用する。

### （2）借賃の算定基準

ア 混牧林地については、混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益または負担の程度等を総合的に勘案して算定する。

イ 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額を勘案して算定する。

ウ 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、前号（2）のウの規定を準用する。

### （3）借賃の支払い方法

1の（3）の規定を準用する。

### （4）有益費の償還

1の（4）の規定を準用する。

## 3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用および収益を目的とする権利の設定を受ける場合

### （1）存続期間

1の（1）規定を準用する。

### （2）損益の算定基準

ア 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。

イ 農業の経営の受託に係る経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者または農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

### （3）損益の決済方法

1の（3）の規定を準用する。この場合において、1の（3）の中「借賃」とあるのは「損益」と「貸貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者とする。）」と読み替えるものとする。

### （4）有益費の償還

1の（4）の規定を準用する。

#### 4 所有権の移転を受ける場合

##### (1) 対価の算定基準

土地の種類および農業上の利用目的ごとに、それぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基礎として、その生産力等を勘案して算定する。

##### (2) 対価の支払方法

ア 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合その他の金融機関の口座に振り込むことにより、または所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

イ 出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農業生産法人の取締役または理事は所要の手続きを経て設立または変更の登記を行うものとする。

##### (3) 所有権の移転の時期

ア 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

イ 農業者年金基金が所有権の移転を行う場合は、前記アの規定にかかわらず、農業者年金の定めるところによる。